

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
越前市	荒谷町	令和2年2月	令和4年5月

集落座談会: 令和元年12月22日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.0 ha

2 対象地区の課題

<p>人の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪耕作者の高齢化が進んでおり、また、核家族化が進んでいることから若者が流出し後継者がいない。 ▪農業収入だけでは生活ができないという理由から、農業に魅力を感じない人が多い。 <p>農地の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪獣害被害が多いことから、農地の維持管理が大変厳しい。 ▪中山間地域で農地面積が狭く、形状が悪いため、受け手がいない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>現在、集落営農組織がないため、地域として資金力をつけ、中心となる人物をつくり、集落営農の組織化を目指す。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
法	法人A	水稲	0 ha	水稲	0 ha		
法	法人B	水稲	1.0 ha	水稲	3.0 ha		R4.5新規追加
計	2人		1 ha		3 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 5 月 1 6 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
西尾町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 4 年 5 月 1 3 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
中心経営体数
個人：5 経営体
法人：2 経営体
※協議の結果、個人 1 経営体を削除し、法人 1 経営体を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
法人、認定農業者を中心経営体とし、農地集積を図るとともに、集落営農についての合意形成を検討する。
特別栽培米の生産に取り組み、農作物の高付加価値化を図るとともに、大麦についてはブロックローテーションを継続する。